

「外国証券の取引に関する規則」の一部改正について

平成 28 年 12 月 9 日

日本証券業協会

I. 改正の趣旨

本年 6 月 30 日に「株式等の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ最終報告書」¹が公表され、非上場有価証券の取扱いについても対応方針²が示されたが、このうち、外国証券の決済期間の短縮化（以下「外国証券の T+2 化」という。）については、日本証券業協会等の関連会議体での検討を踏まえ、実施時期等を決定することとされた。

これを受け、本年 7 月に協会員宛に外国証券の T+2 化に関するアンケートを実施するとともに、関連会議体である外国証券の取引等に関するワーキング・グループ及びその上部会議体において検討を行った結果、外国証券についても、国内上場株式等の T+2 化実施時期と同時に決済期間を短縮することとする。

II. 改正の骨子

1. 外国証券の決済期間の短縮化

外国証券の売買に関する受渡期日は、顧客との間で別途取り決める場合を除き、約定日から起算して 3 営業日目とする。（第 3 条第 6 項第 2 号）

2. その他

その他所要の整備を図る。（第 2 条第 1 項第 13 号³、第 12 条見出し、第 12 条第 2 号）

III. 施行の時期

この改正は、国内上場株式等の決済期間の短縮化（T+2 化）の実施日から施行する⁴。ただし、第 2 条及び第 12 条の改正は、平成 28 年 12 月 20 日から施行する。

以 上

¹ <http://www.jsda.or.jp/shiraberu/minasama/20150313173226.html>

² 「顧客へのわかりやすさ（各商品の決済期間が同じであること）及び顧客の利便性（商品間の乗換売買時の利便性等）並びに海外の主要市場における T+2 化の対象範囲等を踏まえ、現在、我が国で T+3 で決済されている国債のリテール取引、一般債及び外国証券についても、国内上場株式等と同様に T+2 化を目指すべきとした。なお、T+2 移行日以後は原則として T+2 決済が望ましいものの、現在においても決済日について一律的なルール化はされていないことから、引き続き取引当事者の間で受渡日を設定できることとし、一律的なルール化は図られるべきではない」とされた。

³ 「少人数向け勧誘対象海外発行証券に係る『外国証券の取引に関する規則』の特例に関する規則」の廃止（平成 28 年 3 月 31 日付）により本規則での定義が不要となったため、削除する。

⁴ 国内上場株式等の決済期間の短縮化（T+2 化）の実施目標時期は、2019 年の 4 月又は 5 月の連休明けが想定されている。

「外国証券の取引に関する規則」の一部改正について

平成 28 年 12 月 9 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(定 義) 第 2 条 この規則において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1～12 (現行どおり) (削 る) 13～22 (現行どおり) 2 前項第 2 号から第15号までに掲げる外国証券に表示されるべき権利は、これについて当該外国証券が発行されていない場合においても、これを当該外国証券とみなす。 (契約の締結) 第 3 条 協会員は、顧客又は他の協会員から外国証券の取引の注文を受ける場合 (募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱いによる場合を含む。) には、当該顧客又は他の協会員と外国証券の取引に関する契約を締結しなければならない。 2 協会員は、前項の規定により顧客 (私募の取扱いにより外国証券を取得させる場合にあつては、特定投資家を除く。) と外国証券の取引に関する契約を締結しようとするときは、外国証券取引口座に関する約款 (以下「約款」という。) を当該顧客に交付し、当該顧客から約款に基づく取引口座の設定に係る申込みを受けなければならない。 3～5 (現行どおり) 6 第 2 項の約款には、次の各号に掲げる内容を定めなければならない。ただし、協会員の業務内容等に鑑み、あらかじめ顧客との間で契約を締結する必要のない場合にはこの限りでない。 1 外国証券の外国取引に関する約定日は、協会員が執行地の取引注文の成立を確認した日 (その日が休業日に当た	(定 義) 第 2 条 (同 左) 1～12 (省 略) <u>13 外国カバードワラント</u> 外国証券のうち、金商法第 2 条第 1 項第 19 号に規定する有価証券をいう。 <u>14～23</u> (省 略) 2 前項第 2 号から第16号までに掲げる外国証券に表示されるべき権利は、これについて当該外国証券が発行されていない場合においても、これを当該外国証券とみなす。 (契約の締結) 第 3 条 (同 左) 2 (同 左) 3～5 (省 略) 6 (同 左) 1 (同 左)

新	旧
る場合は、その後の直近の営業日) とすること。 2 外国証券の売買に関する受渡期日は、顧客との間で別途取り決める場合を除き、約定日から起算して<u>3営業日</u>とすること。 (小口投資家との取引公正性の確保) 第12条 協会員は、外国株券等、外国新株予約権証券、外国新投資口予約権証券及び外国債券の邦貨換算約定金額1,000万円未満の取引を行う顧客(適格機関投資家及び第7条第5項に定める事業会社等を除く。以下「小口投資家」という。)との国内店頭取引に当たっては、前条に定めるもののほか、次の各号に規定するものについて十分留意し、より一層取引の公正性に配慮するものとする。 1 (現行どおり) 2 国内店頭取引の知識の<u>啓発</u> 協会員は、小口投資家に対し、外国株券等、外国新株予約権証券、外国新投資口予約権証券及び外国債券の国内店頭取引の知識についてのリーフレット等を店頭に備え置く等の方法により、外国株券等、外国新株予約権証券、外国新投資口予約権証券及び外国債券の国内店頭取引の知識の<u>啓発</u>を図るよう努めるものとする。 付 則 この改正は、国内上場株式等の決済期間の短縮化(T+2化)の実施日から施行する。ただし、第2条及び第12条の改正は、平成28年12月20日から施行する。	2 外国証券の売買に関する受渡期日は、顧客との間で別途取り決める場合を除き、約定日から起算して<u>4営業日</u>とすること。 (小口投資家との取引の公正性の確保) 第12条 (同 左) 1 (省 略) 2 国内店頭取引の知識の<u>啓蒙</u> 協会員は、小口投資家に対し、外国株券等、外国新株予約権証券、外国新投資口予約権証券及び外国債券の国内店頭取引の知識についてのリーフレット等を店頭に備え置く等の方法により、外国株券等、外国新株予約権証券、外国新投資口予約権証券及び外国債券の国内店頭取引の知識の<u>啓蒙</u>を図るよう努めるものとする。

「外国証券取引口座約款」の一部改正について

平成 28 年 12 月 9 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(受渡日等) 第 14 条 取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。 (1) 外国取引については、執行地の売買注文の成立を、当社が確認した日（その日が休業日に当たる場合は、その後の直近の営業日）を約定日とします。 (2) 外国証券の売買に関する受渡期日は、当社が申込者との間で別途取り決める場合を除き、約定日から起算して <u>3 営業日目</u>とします。 付 則 この改正は、国内上場株式等の決済期間の短縮化（T+ 2 化）の実施日から施行する。	(受渡日等) 第 14 条 (同 左) (1) (同 左) (2) 外国証券の売買に関する受渡期日は、当社が申込者との間で別途取り決める場合を除き、約定日から起算して <u>4 営業日目</u>とします。